



マイナポイント取得支援窓口を延長します

1 趣 旨

本市は、マイナポイントの取得支援に関し、マイナポイント取得支援窓口を設置し、マイナポイントの申込を希望される市民に対して、事業案内や操作支援等を行ってまいりました。

この度、「マイナポイント事業（第2弾）」の申込期限（当初2月28日まで）が5月31日まで延長されたことに伴い、3月以降も引き続き、マイナポイント取得支援窓口の設置延長を予定しています。

2 マイナポイント第2弾の対象者

令和5年（2023年）2月28日までにマイナンバーカードの申請を行った方
又はすでにマイナンバーカードをお持ちの方で、マイナポイントの申込を行っていない方

問合せ	企画部デジタル推進課 担当：芦原（あしはら） 052-603-2211、0562-33-1111（内線 342）
-----	--